

〈地震保険〉

「長期優良住宅」に関する 保険料割引の改定のご案内



TOKIO MARINE
NICHIDO

2016年4月1日以降
申込み・変更用

2016年4月の長期優良住宅認定制度の改正に伴い、以下のとおり、地震保険における耐震等級割引の取扱いを改定します。

2016年4月1日以降に、長期優良住宅に関する確認資料をご提出いただき、地震保険契約をお申込み(変更の場合は変更のお申出)いただいたご契約より改定後の保険料割引を適用します(地震保険の始期日は問いません。)

※地震保険は「地震保険に関する法律」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営している制度であり、今回の改定は全社共通のものです。

1. 長期優良住宅認定制度の改正について

- 2016年4月1日に長期優良住宅の認定基準が下表1のとおり改正されました。
- 従来は新築住宅のみが認定対象でしたが、「既存住宅の増築・改築」が追加されました。
- また、これまで新築住宅の場合には「耐震等級2以上」が認定要件とされていましたが、既存住宅の増築・改築に求められる耐震性は「耐震等級1以上」に緩和されました。

(表1) 改正前後の長期優良住宅認定制度の概要

		改正前(～2016/3/31)	改正後(2016/4/1～)
新築住宅	認定対象	2009年6月4日以降の新築住宅	同左(変更なし)
	耐震性の認定基準	以下いずれかの要件を充足する。 ・耐震等級2以上の基準に適合する ・品確法に定める免震建築物である	
既存住宅の増築・改築	認定対象	認定対象外	2016年4月1日以降に認定申請を行った既存住宅の増築・改築(建築年月や増改築年月は問いません)
	耐震性の認定基準	-	以下のいずれかを充足する。 ・耐震等級1以上の基準に適合する ・品確法に定める免震建築物である

2. 地震保険における長期優良住宅に関する割引の改定について

(1) 長期優良住宅に関する代表的な確認資料例

割引の適用にあたっては、以下の資料をご提出いただけます。

「認定通知書」、「技術的審査適合証」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」等資料の具体的な確認方法については、裏面をご覧ください。

(2) 適用できる割引

a. 確認資料から「免震建築物であること」または「耐震等級」を判定できる場合

長期優良住宅に関する地震保険の割引は、下表2の割引率を適用します。

(表2) 長期優良住宅に適用できる割引

適用条件	適用できる割引	割引率
免震建築物である	免震建築物割引	▲50%
耐震等級3である	耐震等級割引	▲50%(等級3)
耐震等級2である		▲30%(等級2)
耐震等級1である		▲10%(等級1)

b. 確認資料から「免震建築物であること」または「耐震等級」を判定できない場合

長期優良住宅の認定基準の改定に伴い、下表3の割引率を適用します。

(表3) 改定前後の耐震等級割引

耐震等級割引の取扱い		
改定前(～2016/3/31)		改定後(2016/4/1～)
新築住宅	耐震等級2として、耐震等級割引(▲30%)を適用する。	同左(変更なし)
既存住宅の増築・改築	-	耐震等級1として、耐震等級割引(▲10%)を適用する。

3. 確認資料のイメージ(見本)と確認方法

長期優良住宅認定制度の改正に伴い、確認資料の書式が以下のとおり改定されます。

変更点①

表題部に「(新築・増築・改築)」が追加されます。該当する工事種別をご確認ください。

変更点②

「地震に対する安全性の確保」の欄に「耐震等級2」が追加されます。「免震建築物であること」または「耐震等級」を判定できるか、チェックボックスをご確認ください。

改定後の「認定通知書」(イメージ)

第二号様式(第六条関係)(日本工業規格A列4番)

変更点① 認定通知書
(新築 / 増築・改築)

認定番号 第 年 月 日
認定年月日 第 年 月 日
(※) 確認番号 第 年 月 日
確認年月日 建築主事の氏名 殿

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条(第1項、第2項、第3項)の規定に基づき申請のあった
長期優良住宅建築等計画について、同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第7条の規定に基づき通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る住宅の位置
4. 認定に係る住宅の構造

変更点① 5. 工事種別
新築

(※)は法第6条第4項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

変更点①より新築住宅であることが判明し、また資料から、耐震等級を判定できない場合には、**耐震等級2(▲30%)**として割引を適用します。

改定後の「技術的審査適合証」(イメージ)

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査 別記様式2号

変更点① 適合証
(新築 / 増築・改築)

依頼者の氏名又は名称 殿

登録住宅性能評価機関 印

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合している

記

1. 住宅の位置
2. 住宅又は建築物の名称
3. 住宅の建て方
4. 工事種別
5. 認定申請先の所管行政庁名
6. 適合することを確認した認定基準の区分

- 法第6条第1項第1号関係(長期使用構造等)
 - 法第2条第4項第1号イ関係(構造の腐食、腐朽及び摩損の防止)
 - 法第2条第4項第1号ロ関係(地震に対する安全性の確保)
 - 耐震等級2又は耐震等級3に適合する場合
 - 免震建築物 耐震等級2 耐震等級3
- 法第2条第4項第2号関係(構造及び設備の変更を容易にするための措置)
 - 法第2条第4項第3号関係(維持保全を容易にするための措置)
 - 法第2条第4項第4号関係(高齢者の利用上の利便性及び安全性)
 - 法第2条第4項第4号関係(エネルギーの使用の効率性)
- 法第6条第1項第2号関係(住宅の規模)
- 法第6条第1項第3号関係(居住環境の維持及び向上への配慮)
- 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イ関係(建築後の住宅の維持保全)
- 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロ関係(資金計画)

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請予定日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇
審査員氏名	

変更点①より既存住宅の増築・改築であることが判明し、また変更点②から耐震等級を判定できない(チェックボックスがブランク)の場合には、**耐震等級1(▲10%)**として割引を適用します。

●ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて代理店または東京海上日動までご請求ください。「ご契約のしおり(約款)」は、ホームページでもご確認いただけます。
ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



0120-691-300

受付時間:午前9時~午後8時(平日、土日祝とも)

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/